

陳情第 1 3 3 号	受理年月日	令和 5 年 2 月 8 日
付託委員会	教育文化委員会	
件 名	市民センターにおける政治活動について	
要 旨	<p>北九州市長選挙期間中の 2 月 1 日に、特定の北九州市議会議員名義で、ツイッターのアカウントより、「市民センター：政治利用は N G（社会教育法 23-1-2）」という記述の発信が行われた。</p> <p>これについて、北九州市立市民センター管理要綱には、政治活動での利用を容認する記述（第 6 条）があり、その上部規程である、市民センターについての利用目的を具体的に記述した北九州市立市民センター条例には、政治活動を否定した文言は見当たらない。</p> <p>なお、社会教育法第 23 条は公民館に関する規定のようであり、市民センターは公民館的施設のようなものであるが、公民館なのか否か分からなかった。</p> <p>本アカウントが、市議が発信したものか支援者が発信したものか、それとも全く違うものなのかも分からず、選挙期間中の事であり、内容も内容であるため、当惑し混乱している。</p> <p>については、市民センターにおける政治活動について、どのように考え、どのように定めるべきか、内容を精査し、当時の市の法令に基づく見解を含め何かしら公表していただきたい。</p>	